

報道提供資料

近畿地方整備局  
大阪府  
(同時資料提供)

平成 15 年 12 月 9 日 (火) 午後 2 時提供

大阪湾再生推進会議事務局

問 合 先	近畿地方整備局企画部広域計画課 担当：小川課長、高木補佐 電話：06-6942-1141(内線3211)、06-6942-4090
-------------	---

## 大阪湾の環境改善技術情報の収集について

大阪湾再生推進会議では、大阪湾の再生に向けて、「陸域からの流入負荷削減対策」「海域における良好な環境の回復手法」「沿岸域管理や総合モニタリング手法」などの検討を進めているところでありますが、その検討の際の参考とするための技術資料等を取りまとめるために、下記のとおり、大阪湾の環境改善技術情報を収集することとしましたのでお知らせします。

### ①募集の対象となる技術

「琵琶湖・淀川水系及び大和川水系等から大阪湾に繋がる地域」(以下「陸域」)、「大阪湾沿岸部及び海域」(以下「海域」)に有効と考えられる具体的な環境改善技術。

例として、流域からの流入負荷削減技術、河川内での水質浄化技術、下水道関連技術、水質改善(貧酸素水塊の解消または軽減方策も含む)技術、底質改善技術、生物多様性に有効な技術、親水性の向上技術など。

### ②募集要領の入手方法

・募集要領及び提出様式は <http://www.kkr.mlit.go.jp> からダウンロードすることができます。

### ③提出期間・提出方法

- ・提出期間は、平成 15 年 12 月 9 日 (火) から平成 16 年 1 月 30 日 (金) とします。(当日必着)
- ・技術資料は様式に従い、電子媒体 (CD ROM等) にて下記宛に郵送 (又は輸送代行業による送付) して下さい。

### 【送付先】

〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 (国土交通省近畿地方整備局 企画部広域計画課内) 大阪湾再生推進会議事務局 大阪湾再生における環境改善技術情報収集担当

### ④提出いただいた技術情報の取り扱い

提出いただいた技術情報を整理し技術資料集として取りまとめ、HP上で公開します。

### ⑤内容についての問合せ先

〈海域関係〉国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 TEL078-331-0059 (代表)  
〈陸域関係〉国土交通省近畿地方整備局 企画部広域計画課 TEL06-6942-1141 (代表)

大阪湾の環境改善技術情報の収集について  
募集要領（陸域&海域）

平成 15 年 12 月

大阪湾再生推進会議事務局

### ★募集概要★

目的：大阪湾の環境改善技術に関するアイデアを募集し、技術資料集としてとりまとめ、HP上で公開します。

募集対象：大阪湾の環境改善に対して有効な環境改善技術  
(ただし、個別港湾、特定の場所を対象としたもの  
ではありません)

募集期間：平成 15 年 12 月 9 日(火) 平成 16 年 1 月 30 日(金) (当日必着)

## 1. 募集の目的

大阪湾沿岸部は、古事記、日本書紀にも紹介されている日本の古代文明発祥地の一つであり、長い歴史の中で、京阪神都市圏を後背地として発展してきた。明治以降は、工場や港湾施設など工業利用を目的とした埋立が進み、戦後は鉄鋼、石油、化学などの装置型産業や物流の拠点形成を目的とする埋立が進んだ。このような埋立は、我が国の経済・産業の発展に大きく貢献してきたが、一方で、こうした海の都市化によって、干潟や自然海岸が消失することにより、住民にとって海への関わりが希薄になるとともに、都市の発展に伴う陸域からの流入負荷が高まることによって、海そのものの環境悪化も進んでいった。

その後の産業構造の変革や長期にわたる経済の低迷により、沿岸部には低・未利用地が出現しており、特に大阪湾沿岸部では顕著な状況が続いている。それに対し、都市を 21 世紀の我が国の活力の源泉と位置づけ、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応させるだけでなく、その魅力と国際競争力を高めることを意義として「都市再生」が進められている。大阪湾においても「大都市における都市環境インフラの整備」をテーマとして都市再生プロジェクトの指定を受けている。

すなわち、現在の沿岸部においては、海そのものを都市環境インフラととらえ、観光、物流、リサイクルといった海と関わりの深い産業の発展を促進することや、既存施設を改良して、防災、環境、航行の安全といった複合機能を持たせるよう既存ストックを有効活用すること、ならびに親水空間を整備するとともに低未利用地を有効活用して賑わいを創出することなどが求められている。

このような状況の基で、大阪湾の自然浄化能力を高めるとともに独自の海域環境改善対策を講じ、関西圏の健全な水循環を促進するなど、「海と都市のかかわり」「水と人のかかわり」を再構築することを目的として、本年 7 月 28 日に「大阪湾再生推進会議」が設置された。

以上を踏まえ、環境改善技術情報の募集においては、大阪湾再生推進会議事務局において、「琵琶湖・淀川水系および大和川水系等から大阪湾に繋がる地域」(以下、「陸域」と称す) および、「大阪湾沿岸部および海域」(以下、「海域」と称す) を対象とした環境改

善技術に関するアイデアを技術資料集としてとりまとめることを目的とする。

## 2. 本募集で対象とする技術情報

大阪湾の環境改善に対して、陸域または海域のいずれかにおいて有効と考えられる具体的な改善技術を収集するものとする。(陸域および海域を併せた総合技術でも差し支えない)

なお、陸域、海域ともに、大阪湾の沿岸部および海域の環境改善に資する技術を募集するものであるが、ここでの「環境改善」とは「多様な生物生息の確保」、「良好な水質」および「人々の快適性の向上」と位置づける。

したがって、以下の観点を含めて、幅広く環境改善技術を募集するものである。

- ・ 防災、観光、物流などとの複合的な機能を持つ整備手法
- ・ 廃棄物活用、リサイクルなどの別の視点を持つ環境改善手法
- ・ 既存施設の改良等、既存ストックの有効活用を図る技術
- ・ 水産業への好影響といった複合的効果を有する技術
- ・ 沿岸部の低・未利用地の活用による賑わいの創出
- ・ 港湾と河川、下水など複数の分野に関連する環境改善技術

また、本募集においては、水辺への近づきやすさ等の向上、低未利用地の活用についての改善技術は「海域」に含めるものとする。

満足すべき条件としては以下の通りである。ただし、①～④については「陸域」、「海域」とも共通条件とする。

- ① 環境改善項目として「人々の快適性の向上」「多様な生物生息の確保」「良好な水質」のいずれかの達成をめざすものであること。
- ② 提出する技術に係わる知的財産権等の権利について問題が生じないこと。
- ③ 特定の場所を対象としたものではないこと。
- ④ 提出資料全てが公表できるものであること。
- ⑤ 「陸域」での環境改善技術に対しては、改善効果が各河川もしくは流域を通して、大阪湾の環境改善に資するものであること。
  - 例1) 流入負荷削減のための下水処理技術の向上など
  - 例2) 市街地、農地、森林などの面源負荷の削減対策
  - 例3) 河川内での水質浄化対策または浮遊ゴミ対策
- ⑥ 「海域」での環境改善技術に対しては、改善効果が大阪湾の沿岸部および海域の環境改善に資するものであること。
  - 例1) 広域港湾を対象とした流れ制御による水質改善技術
  - 例2) 底質浄化による水生生物の生育環境の改善技術
  - 例3) 施設の改良による海水交換促進に伴う水質改善技術
  - 例4) 親水施設を活かす水辺への近づきやすさ向上技術
  - 例5) 水辺の特性を生かした低未利用地の活用技術
  - 例6) 貧酸素化の解消または軽減による生物生息環境の改善技術

### 3. 提出資格等

- (1) 環境改善技術情報の提出者は、提出した技術開発の中心となる「個人」及び「法人」とする。
- (2) 上記(1)の条件を満たす者が複数存在する場合は、提出者が複数であっても差し支えない。

### 4. 提出方法

#### (1) 資料の作成及び提出

技術資料は、別添の「技術概要書」に基づき作成し、電子媒体（FD、CD-ROM もしくは MO ; Windows フォーマット）にて下記送付先に提出すること（ただし、添付資料については電子媒体でなくても可）。提出は郵送または輸送代行業によるものに限りに、持参又は電送（メール等）によるものは受け付けない。なお、様式のダウンロード先は、以下の通りである。

ダウンロード先：<http://www.kkr.mlit.go.jp>

#### (2) 資料の送付先

- ・送付先：〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44

大阪湾再生推進会議事務局 大阪湾再生における環境改善技術 情報収集担当  
(国土交通省近畿地方整備局 企画部広域計画課 内)

TEL (代表) 06-6942-1141

### 5. 提出期間

提出期間は、平成 15 年 12 月 9 日（火）から平成 16 年 1 月 30 日（金）とする。（当日必着）

### 6. 提出いただいた技術情報の取り扱い

提出いただいた技術情報を整理し、技術資料集としてとりまとめ、HP 上で公開する。技術資料について、以下の点について不適合と判断されたものは、除外することがある。

- (1) 提出方法、提出書類および記入方法に不備がある
- (2) 提出資格に適合していない
- (3) 提出する環境改善技術が募集対象と適合していない

### 7. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された資料は、技術集を HP に掲載すること以外に無断で使用することはない。

(3) 提出された資料は返却しない。

(4) 技術資料の提出に関する問い合わせは以下の通り

・問い合わせ先

分野	海域関係	陸域関係
窓口	国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 技術開発課	国土交通省近畿地方整備局 企画部広域計画課
TEL	(代表) 078-331-0059	(代表) 06-6942-1141